

令和2年度 第1回碧南市学校施設開放運営審議会 次第

日時：令和2年7月30日（木）午後3時

会場：碧南市臨海体育館第2体育室

1 挨拶ならびに会長・委員任命

2 委員紹介

3 副会長の選出

4 議題

(1) 平成31年度学校施設開放事業結果について

(2) 令和2年度学校施設開放事業計画について

(3) 令和2年度学校施設開放利用団体

(4) コロナ対策について

(5) トラブル発生状況

5 その他

(1) 学校施設開放に関する利用上の注意について

(2) 学校施設開放に関する条例ならびに規則について

令和2年度碧南市学校施設開放運営審議会委員名簿

	氏 名	所属団体（学校）	備考
※	鈴木 裕	新川小学校	開放施設校の校長
※	小島 真由子	中央中学校	
	杉浦 かおり	棚尾小学校	
※	石橋 渉	鷺塚小学校	
※	山田 忍	西端中学校	
	伊豫田 祥子	碧南高等学校	
	稲垣 孝臣	碧南工業高等学校	
	伴野 義雄	碧南市スポーツ協会	識見を有するもの
	井上 浩之	碧南市スポーツ推進委員	スポーツ推進委員
	池田 定史	インディアカ協会	社会教育関係団体の代表者
	杉浦 行一	少年野球育成連盟	
	石川 いづみ	バレーボール協会	
	岡田 一穂	碧南空手道会	
	近藤 美孝	碧南市サッカー協会	

任期：令和2年4月1日～令和3年3月31日（1年）

※ 新委員

平成31年度 学校施設開放結果

市民にとって最も身近な施設である学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で開放し、地域スポーツの普及・振興を図るとともに生涯スポーツの基盤とした。

(1) 学校施設開放種目別登録団体

平成30年3月31日時点

種目	バレーボール	バスケットボール	卓球	軟式野球	ソフトバレー	バドミントン	サッカー	インドアカ	体操	その他	合計
団体数	16	18	3	8	9	4	17	3	6	13	97
登録者数	322	359	133	303	123	57	2,712	42	65	288	4,404

※その他：剣道、空手道、ソフトボール、ディスクドッジ、マーチング、ソフトテニス

(2) 学校施設開放状況

令和2年3月31日時点

開放校	対象	開放日時	開放施設	種目	回数	人数
新川小学校	昼間児童	土・日・祝・休業日の昼間 9:00～17:00	グラウンド・体育館	少年野球・少年サッカー・新体操・バレーボール	106	5,148
	夜間	火～土曜日 19:00～22:00	体育館	バレーボール・新体操・バスケットボール	18	277
	昼間一般	土曜日 9:00～17:00	体育館	バレーボール	253	4,702
中央小学校	昼間児童	土・日・祝・休業日の昼間 9:00～17:00	グラウンド・体育館	少年野球・少年サッカー・新体操	82	2,587
	夜間	火・水・木・日曜日 19:00～22:00	体育館	バレーボール・ソフトバレー・新体操	22	324
	昼間一般	土曜日 13:00～17:00	体育館	バレーボール	111	2,081
大浜小学校	昼間児童	土・日・祝・休業日の昼間 9:00～17:00	グラウンド	少年野球・少年サッカー	138	3,668
	夜間	月～土曜日 19:00～22:00	体育館	バレーボール・バドミントン・新体操・ディスクドッジ	57	1,886
	昼間一般	土曜日 9:00～17:00	体育館	バレーボール	169	3,110
棚尾小学校	昼間児童	土・日・祝・休業日の昼間 9:00～17:00	グラウンド・体育館	少年野球・少年サッカー・バスケットボール	127	5,319
	夜間	月～土曜日 19:00～22:00	体育館	バレーボール・バドミントン・新体操・ソフトバレー等	11	152
	昼間一般	土・日曜日 9:00～17:00	体育館	バレーボール マーチング	200	4,504
日進小学校	昼間児童	土・日・祝・休業日の昼間 9:00～17:00	グラウンド	少年サッカー	45	2,140
	夜間	火～金曜日 19:00～22:00	体育館	バレーボール・ソフトミニバレー・インドアカ・サッカー	94	832
	昼間一般	土・日曜日 9:00～17:00	体育館	バレーボール・ソフトバレー・インドアカ	78	951

開放校	対象	開放日時	開放施設	種目	回数	人数
鷺 塚 小学校	昼間児童	土・日・祝・休業日の昼間 9:00～17:00	グラウンド	少年野球・少年サッカー	107	2,870
	夜間	火～土曜日 19:00～22:00	体育館	ソフトバレー・新体操・サッカー	55	842
	昼間一般	土曜日 13:00～17:00	体育館	バレーボール	47	1,240
西 端 小学校	昼間児童	土・日・祝・休業日の昼間 9:00～17:00	グラウンド	少年野球・少年サッカー	142	4,820
	夜間	火～土曜日 19:00～22:00	体育館	ソフトバレー・よさこい踊り	14	171
	昼間一般	土曜日 13:00～17:00	体育館	バレーボール	23	225
新 川 中学校	夜間	毎日 19:00～22:00	体育館・ 卓球場・武道場	バスケットボール・バレーボール・ 卓球・空手道・体操等	514	8,499
	夜間	通年 19:00～21:00	グラウンド・テニスコート	サッカー・ソフトボール・テニス	162	6,462
	昼間一般	日曜日昼間（不定期）	グラウンド	サッカー	0	0
中 央 中学校	夜間	火～日曜日 19:00～22:00	体育館・武道場	インディアカ・バスケットボール・ バドミントン・フットサル等	340	5,465
	夜間	通年 19:00～21:00	グラウンド・テニスコート	サッカー・野球・ソフトボール	210	13,190
	昼間一般	日曜日昼間（不定期）	グラウンド	サッカー	0	0
南 中学校	夜間	毎日 19:00～22:00	体育館・卓球場	バスケットボール・バレーボール・ ソフトバレー・空手道等	250	4,129
	昼間一般	日曜日昼間（不定期）	グラウンド	サッカー	0	0
東 中学校	夜間	火～日曜日 19:00～22:00	体育館・卓球場	バスケットボール・バレーボール・ インディアカ・剣道・体操	327	7,410
	夜間	通年 19:00～21:00	グラウンド	サッカー	142	5,810
	昼間一般	日曜日昼間（不定期）	グラウンド	サッカー	0	0
西 端 中学校	夜間	火～日曜日 19:00～22:00	体育館・卓球場	バスケットボール・バレーボール・ ソフトバレー・剣道・新体操	420	7,038
	夜間	通年 19:00～21:00	グラウンド	サッカー	91	2,044
	昼間一般	日曜日昼間（不定期）	グラウンド	サッカー	0	0
碧南高	昼間児童	毎月第1日曜日 8:00～17:00	グラウンド	少年野球	0	0
碧南工	昼間一般	日曜日昼間（不定期）	グラウンド	サッカー	0	0

○年間延べ利用回数 4,355 回（平成30年度実績 4,917回）

○年間延べ利用人数 101,190 人（平成30年度実績 121,075人）

令和元年度 利用団体の登録状況（種目別）

令和2年3月31日現在

種 目	令和元年度 登録団体	平成30年度 登録団体	比 較	令和元年度 登録人員	平成30年度 登録人員	比 較
バレーボール	16	16	0	322	321	1
バスケットボール	18	15	3	359	290	69
バドミントン	4	4	0	57	57	0
インディアカ	3	3	0	42	39	3
体操（新体操・ 健康体操等）	6	6	0	65	174	-109
剣道	4	4	0	102		
空手	4	4	0	76	185	-109
ソフトバレー・ ソフトミニバレー	9	11	-2	123	147	-24
卓 球	3	4	-1	133	108	25
少年野球	6	6	0	281	246	35
少年サッカー	7	7	0	502	503	-1
軟式野球	2	2	0	22	23	-1
サッカー・ フットサル	10	9	1	2,210	2,053	157
ソフトボール	1	1	0	16	16	0
テニス・ ソフトテニス	1	2	-1	11	24	-13
その他	3	3	0	83	74	9
計	97	97	0	4,404	4,260	144

※ その他…マーチング、ディスクドッジ、よさこい踊り

令和2年度 碧南市学校施設開放事業計画

1 事業概要

学校の体育施設を授業や行事に支障のない範囲で地域スポーツのために開放する。
利用できる者は、あらかじめ学校開放登録団体として許可を受けた団体。

2 利用団体条件

構成人員の10人以上が市内在住又は在勤の者であるグループ。

3 開放期間

令和2年4月～令和3年3月

4 開放校

- (1) 小学校 (7校) 新川小、中央小、大浜小、棚尾小、日進小、鷺塚小、西端小
- (2) 中学校 (5校) 新川中、中央中、南中、東中、西端中
- (3) 高等学校 (2校) 碧南高等学校、碧南工業高等学校

5 開放施設及び形態

- (1) 開放施設 体育館、武道場、卓球場、グラウンド、テニスコート
- (2) 開放形態 別紙表参照

6 利用申請及び許可

- (1) 昼間の小・中学校（グラウンド）及び高等学校

教育委員会スポーツ課へ年間利用申請書を提出し、許可（許可書）を受ける。

高等学校は、行政財産使用許可申請書により、当該学校長宛に申請し許可を受ける。

- (2) 昼間の小学校（体育館）、夜間の小・中学校

利用日の属する月の3ヶ月前から利用日前日まで（夜間屋外施設は3日前まで）に、
碧南市公共施設予約案内システムに入力する。

7 管理指導員

施設の整備点検を行い、安全を確保するとともに利用者の事故防止に努める。

又、利用者に利用方法その他必要事項を指示する。

8 学校施設開放事業に係わる諸会合

- (1) 運営審議会 令和2年7月30日（木）午後3時 臨海体育館
- (2) 代表者及び管理指導員説明会 令和3年3月20日（日）午後6時 臨海体育館
- (3) 小・中学校関係者事務打合せ会 実施しない。資料配布にて確認していただく。

令和2年度 学校施設開放事業計画（小学校）

令和2年4月1日現在

	午前		午後		夜間	
	休業日9:00~12:00		休業日13:00~17:00		体育館19:00~22:00	
	種目(曜日)	団体名	種目(曜日)	団体名	(曜日)種目	団体名
新 川 小学校	グラウンド		グラウンド		(月)新体操	碧南新体操クラブ※
	(土)(日)少年野球	新川ペガサス※	(土)(日)少年野球	新川ペガサス※	(火)バレーボール	サン・マミーズ
	(土)(日)少年サッカー	新川サッカー少年団※	(土)(日)少年サッカー	新川サッカー少年団※	(水)健康体操	新川体操クラブ
	体育館		体育館		(木)バレーボール	碧南クラブ
	(土)バスケットボール	NAIVE	(土)バレーボール	サン・マミーズ	(金)バレーボール	碧クラブ(半面)
	(日)新体操	リトルプリンセスRG※	(日)バスケットボール	SEGARE	バレーボール	ジオン軍(半面)
中 央 小学校	グラウンド		グラウンド		(土)バスケットボール	市スポーツ教室※
	(土)(日)少年野球	碧南コスモス※	(土)(日)少年野球	碧南コスモス※	(日)ソフトバレー	29(にく)
	(土)(日)少年サッカー	中央サッカー少年団※	(土)(日)少年サッカー	中央サッカー少年団※	(火)バレーボール	中央レッツ
	体育館		体育館		(水)ソフトバレー	中央ピース
	(土)ニュースポーツ	市スポーツ教室※	(土)バレーボール	中央レッツ	(木)新体操	碧南新体操クラブ※
	(日)新体操	碧南新体操クラブ※	(土)バレーボール	中央レッツ	(金)エアロビクス	市スポーツ教室※
大 浜 小学校	グラウンド		グラウンド		(土)	c o p a n
	(土)(日)少年野球	大浜ファイターズ※	(土)(日)少年野球	大浜ファイターズ※	(日)ソフトバレー	
	(土)(日)少年サッカー	大浜サッカー少年団※	(土)(日)少年サッカー	大浜サッカー少年団※	(月)	
	体育館		体育館		(火)バレーボール	大浜(半面)
	(土)バスケットボール	碧南アンビシャス※	(土)バレーボール	大浜	バドミントン	みんなdeリング25(半面)
	(日)バスケットボール	F T C 碧南	(土)バレーボール	へきなん総合型スポーツクラブ	(水)バドミントン	REC
棚 尾 小学校	グラウンド		グラウンド		(木)バレーボール	ZEBRA
	(土)(日)少年野球	碧南ライナーズ※	(土)(日)少年野球	碧南ライナーズ※	(金)新体操	みなみ新体操クラブ※
	(土)(日)少年サッカー	棚尾サッカー少年団※	(土)(日)少年サッカー	棚尾サッカー少年団※	(土)バレーボール	アイシンティルマーレ※
	体育館		体育館		(日)ディスクドッジ	大浜子ども会OB会
	(土)バスケットボール	碧南アンビシャス※	(土)バレーボール	たなお	(月)ソフトバレー	はびねすNTK
	(日)バスケットボール	碧南アンビシャス※	(日)バスケットボール	碧南アンビシャス※	(火)	
日 進 小学校	グラウンド		グラウンド		(水)新体操	リトルプリンセスRG※
	(土)(日)少年サッカー	日進サッカー少年団※	(土)(日)少年サッカー	日進サッカー少年団※	(木)バスケットボール	碧南アンビシャス※
	(土)(日)少年サッカー	棚尾サッカー少年団※	(土)(日)少年サッカー	棚尾サッカー少年団※	(金)バドミントン	衣浦バドミントンクラブ
	体育館		体育館		(土)新体操	碧南新体操クラブ※
	(土)バスケットボール	碧南アンビシャス※	(土)バレーボール	たなお	(日)バスケットボール	HUSKIES(男子)
	(日)バスケットボール	碧南アンビシャス※	(日)バスケットボール	碧南アンビシャス※	(火)バレーボール	旭クラブ
鷺 塚 小学校	グラウンド		グラウンド		(水)バドミントン	たまひよくらぶ
	(土)(日)少年野球	鷺塚ジャガーズ※	(土)(日)少年野球	鷺塚ジャガーズ※	(木)	
	(土)(日)少年サッカー	鷺塚サッカー少年団※	(土)(日)少年サッカー	鷺塚サッカー少年団※	(金)サッカー	碧南フットボールクラブ※
	体育館		体育館		(土)	
	(土)体操	西端体操クラブ	(土)バレーボール	旭クラブ	(日)ソフトバレー	ORENGE
	(日)キッズプレイジウム教室	へきなん総合型スポーツクラブ	(日)	フレッシュ	(火)サッカー	碧南フットボールクラブ※
西 端 小学校	グラウンド		グラウンド		(水)サッカー	碧南フットボールクラブ※
	(土)(日)少年野球	西端少年野球クラブ※	(土)(日)少年野球	西端少年野球クラブ※	(木)	
	(土)(日)少年サッカー	西端サッカー少年団※	(土)(日)少年サッカー	西端サッカー少年団※	(金)新体操	碧南新体操クラブ※
	体育館		体育館		(土)	
	(土)バスケットボール	西端ニューメイツ	(土)バレーボール	西端ニューメイツ	(日)	
	(日)バスケットボール	西端ニューメイツ	(日)	西端ニューメイツ	(火)	

備考1) ____グラウンド

備考2) 団体名後の※印は、市主催事業、スポーツ協会加盟団体の主催事業、スポーツ少年団加盟団体、連携協定締結団体

	午前		午後		夜間	
	休業日9:00～12:00		休業日13:00～17:00		体育館・卓球場・武道場 19:00～22:00 グラウンド・テニスコート19:00～21:00	
	種目(曜日)	団体名	種目(曜日)	団体名	(曜日)種目	団体名
新 川 中学校	(日)サッカー (日)サッカー	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ※	(日)サッカー (日)サッカー	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ※	(月)バスケットボール 空手道※2 (火)バスケットボール 卓球※1 ソフトテニス※3 (水)バスケットボール 空手道※2 (木)部活動支援事業 卓球※1 空手道※2 (金)バスケットボール バスケットボール 卓球※1 ソフトテニス※3 (土)バスケットボール 空手道※2 (日)バスケットボール バスケットボール 卓球※1	SEGARE 山田道場 エクストラベル さくらT. C 碧STC HUSKIES 碧南市空手スポーツ少年団新川支部※ バスケットボール ひよこ卓球クラブ 山田道場 SGR (半面) ブルースカイ (半面) さくらT. C 碧STC FTC碧南 碧南市空手スポーツ少年団新川支部※ BBM (半面) シーパズ (半面) さくらT. C
中 央 中学校	(日)サッカー (日)サッカー	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ※	(日)サッカー (日)サッカー	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ※	(火)バスケットボール 空手道※2 (水)ソフトバレー 剣道※2 (木)バドミントン 空手道※2 部活動支援事業※3 (金)フットサル (土)インディアカ 剣道※2 (日)フットサル	碧南ジュニア 碧南空手道会大浜支部中央※ にこにこくらぶ 中剣会 ジュビター 碧南空手道会大浜支部中央※ ソフトテニス 碧南市サッカー協会フットサル委員会※ ウイングス 中剣会 碧南市サッカー協会フットサル委員会※
南 中学校	(日)サッカー (日)サッカー	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ※	(日)サッカー (日)サッカー	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ※	(月)部活動支援事業 (火)バレーボール (水)バスケットボール (木)バスケットボール (金)バレーボール (土)バレーボール ドッジボール 空手道※1 (日)バスケットボール	バレーボール たなお 碧南B. B. C WORLD アイシンティルマーレ※ EEL (半面) ラクダS. C (半面) 空手協会※ ガスターズ
東 中学校	(日)サッカー (日)サッカー	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ※	(日)サッカー (日)サッカー	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ※	(火)バレーボール 剣道※1 (水)バレーボール 剣道※1 (木)サッカー (金)バスケットボール (土)バスケットボール 剣道※1 柔道※2 (日)バスケットボール	鷺塚リリース 神修会 アイシンティルマーレ※ 鷺塚剣道クラブ※ 碧南フットボールクラブ※ 碧南クラブ NAIVE 神修会 碧南市柔道会 Tail Castle
西 端 中学校	(日)サッカー (日)サッカー	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ※	(日)サッカー (日)サッカー	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ※	(火)バレーボール バレーボール 卓球※1 (水)バスケットボール 剣道※12 (木)バレーボール 剣道※12 (金)バレーボール 卓球※1 (土)よさこい 剣道※12 (日)バスケットボール	西端ニューメイツ (半面) ひまわり (半面) 碧南市卓球協会 源さん 西端剣道クラブ※ ウルーズ・カマラード 西端剣道クラブ※ ユッティ 碧南市卓球協会 神起～星宿～ 西端剣道クラブ※ デストロイダー

備考1) ※1卓球場、※2武道場、※3テニスコート、___グラウンド

備考2) 団体名後の※印は、市主催事業、スポーツ協会加盟団体の主催事業、スポーツ少年団加盟団体、連携協定締結団体

令和2年度 登録団体一覧表

団体名	利用種目	代表者名	管理指導員	会員数
碧南市柔道会	柔道	杉浦 直基	都築 真治	15
アイシントイルマーレ	バレーボール	長嶋 彰	長嶋 彰	30
旭クラブ	バレーボール	伊藤 久代	伊藤 久代	12
EEL	バレーボール	都築 知佳	小池 祐穂	15
ウルズ・カマラート	バレーボール	鈴木 雅子	鈴木 雅子	20
大浜	バレーボール	河村 千浪	祢宜田三枝子	15
サン・マミーズ	バレーボール	小島 弥生	安面 潤子	15
ジ・オン軍	バレーボール	牧 勝博	牧 勝博	10
ZEBRA	バレーボール	石川 幸子	石川 幸子	12
たなお	バレーボール	平澤 美有希	平澤 美有希	12
中央レッツ	バレーボール	松井 広美	片桐 恭子	16
西端ニューメイツ	バレーボール	西村 照美	新美 早苗	17
ひまわり	バレーボール	高橋 友子	杉本 春美	11
へきなん総合型スポーツクラブ	バレーボール	杉浦 民生	横山 金矢	40
碧クラブ	バレーボール	佐藤 美和子	山田 伊保里	13
鷺塚リリーズ	バレーボール	亀薦 美香	石川いづみ	13
エクストラベル	バスケットボール	佐野 克成	佐野 克成	18
SGR	バスケットボール	小池 晴美	小池 晴美	10
FTC碧南	バスケットボール	山中 裕宜子	山中 裕宜子	60
カスターズ	バスケットボール	竹内 竜太	竹内 竜太	10
源さん	バスケットボール	沢田 真理子	柘植 美己	17
シーパース	バスケットボール	生田 亮紀	加藤 寿臣	18
セガレ (SEGARE)	バスケットボール	小池 勝博	小池 勝博	10
Tail Castle	バスケットボール	太田 友規	太田 友規	10
デストロイダー	バスケットボール	山口 和成	山口 和成	20
NAIVE	バスケットボール	山中 元公	山中 元公	18
HUSKIES	バスケットボール	角谷 亜門	角谷 亜門	23
HUSKIES (男子)	バスケットボール	鹿川 朗	鹿川 朗	13
BBM	バスケットボール	村松 庄大朗	村松 庄大朗	20
ブルースカイ	バスケットボール	宮地 弘典	宮地 弘典	20

団体名	利用種目	代表者名	管理指導員	会員数
碧南アンビシヤス	バスケットボール	榊原 勝也	榊原 勝也	53
碧南クラブ	バスケットボール	今氏 靖浩	今氏 靖浩	20
碧南ジュニア	バスケットボール	杉浦 準	杉浦 準	14
碧南B. B. C	バスケットボール	杉浦 準	杉浦 準	14
WORLD	バスケットボール	永井 達也	永井 達也	18
衣浦バドミントンクラブ	バドミントン	山岸 良行	山岸 良行	12
ジュビター	バドミントン	岡本 茂義	岡本 茂義	11
たまひよくらぶ	バドミントン	岡林 真美	岡林 真美	18
みんなdeリンク25	バドミントン	亀島 政司	亀島 政司	19
REC	バドミントン	磯貝 春美	磯貝 春美	20
ウイングス	インディアカ	池田 定史	池田 詔子	10
ブテイノ	インディアカ	小笠原 清恵	小笠原 清恵	15
大浜子ども会OB会	テイスケットボール	亀島 友美	亀島 友美	34
ラクダS.C	ドッチボール	梅村 知裕	梅村 知裕	30
新川体操クラブ	軽体操	杉浦 みどり	板倉 弥生	20
神起～星宿～	よさこい	神谷 誠	日高 志保	17
西端体操クラブ	体操	丸山 真実	西村 恒星	20
碧南新体操クラブ	新体操	亀薦 初野	亀薦 初野	37
へきなん総合型スポーツクラブ	エアロビクス	杉浦 民生	清澤 麻希	40
へきなん総合型スポーツクラブ	キッズプレジウム	杉浦 民生	田淵 優子	20
みなみ新体操クラブ	新体操	永谷 真希	八重尾 典子	16
リトルリンセスRG	新体操	水野 加奈子	水野 加奈子	33
空手協会	空手道	井上 浩之	井上 浩之	18
碧南空手道会大浜支部中央	空手道	角谷 利明	角谷 剛	20
碧南市空手スポーツ少年団新川支部	空手道	岡田 一穂	岡田 一穂	21
山田道場	空手道	山田 真守	山田 真守	13
神修会	剣道	鈴木 章博	鈴木 章博	40
中剣会	剣道	岩田 昭仁	岩田 昭仁	10
西端剣道クラブ	剣道	原田 勝美	野々山 絵美	38
鷲塚剣道クラブ	剣道	松崎 光夫	松崎 光夫	17
ORANGE	ソフトバレー	山田 博一	山田 博一	13

団体名	利用種目	代表者名	管理指導員	会員数
コスモス	ソフトバレー	杉浦 高之	磯貝 隆弘	15
Copan	ソフトバレー	川手 真弓	川手 真弓	10
中央ビーズ	ソフトバレー	生田 かおり	生田 かおり	11
29 (にく)	ソフトバレー	遠山 朱美	榊原 美和子	15
にこにこくらぶ	ソフトバレー	筒井 里美	筒井 里美	14
はぴねすNTK	ソフトバレー	磯貝 正和	磯貝 正和	11
フレッシュ	ソフトバレー	福田 武士	福田 武士	15
ユッティ	ソフトバレー	神谷 豊	福西 葉子	23
さくらT.C	卓球	岩間 研二	岩間 研二	83
ひよっ子卓球クラブ	卓球	杉浦 義隆	杉浦 義隆	11
碧南市卓球協会	卓球	岩間 己喜夫	岡本 章	14
碧南市サッカー協会 フットサル委員会	フットサル	角谷 泰善	角谷 泰善	215
大浜ファイターズ	少年野球	鬼頭 正二	鬼頭 正二	59
新川ペガサス	少年野球	杉浦 立樹	杉浦 立樹	53
西端少年野球クラブ	少年野球	鳥居 牧夫	原田 政一	12
碧南コスモス少年野球クラブ	少年野球	阿知波 健二	阿知波 健二	33
碧南ライオンズ	少年野球	鈴木 友喜広	小笠原 康夫	89
鷺塚ジャegers	少年野球	大野 正八	杉浦 賢次	32
大浜サッカー少年団	少年サッカー	富田 芳和	富田 芳和	62
新川サッカー少年団	少年サッカー	鳥居 良一	後藤 幸彦	90
棚尾サッカー少年団	少年サッカー	池田 雅貴	石川 征二	93
中央サッカー少年団	少年サッカー	建部 誠	建部 誠	48
西端サッカー少年団	少年サッカー	鳥居 弘幸	鳥居 弘幸	67
日進サッカー少年団	少年サッカー	黒田 巖	黒田 巖	52
鷺塚サッカー少年団	少年サッカー	鈴木 淳	鈴木 淳	42
OCEAN'S9	軟式野球	生田 亮紀		11
JAあいち中央碧南青年部野球部	軟式野球	三島 一太		11
愛建連碧南支部ソフトボール部	ソフトボール	白井 正人		16
碧南クラブ	バレーボール	佐合 よし子	磯貝 由佳	16
千古園	サッカー	油谷 奏一郎		15
碧南工業高校サッカー部	サッカー	神谷 知史		40

団体名	利用種目	代表者名	管理指導員	会員数
碧南市サッカー協会	サッカー	近藤 美孝		1412
碧南市サッカー協会シニア委員会	サッカー	杉浦 光		108
碧南女子サッカースクール	サッカー	若林 幸一		26
碧南トレセン	サッカー	鈴木 貴仁		120
碧南フットボールクラブ	サッカー	近藤 美孝	近藤 美孝	152
碧フットボールスクール	サッカー	杉浦 光		17
碧 S T C	ソフトテニス	上野 雄二		20
夜間屋外施設点灯員	西端中		若園 春三	
夜間屋外施設点灯員	東中		東海林 秀治	
夜間屋外施設点灯員	中央中		野々山 良子	
夜間屋外施設点灯員	新川中		石川 信夫	

令和2年6月23日

学校開放登録団体代表者 各位

碧南市教育委員会

スポーツ課長 岡本 和雄

新型コロナウイルスに関する学校施設開放事業の再開について（連絡）

平素は、碧南市のスポーツ振興にご理解ご協力を頂き、誠にありがとうございます。

さて、現在、学校施設開放事業を中止させていただいておりますが、この間、再開に向けて学校側と協議を重ねてまいりました結果、屋外施設については7月1日（水）より、また、屋内施設については8月8日（土）より、開放事業を再開できる運びとなりました。学校では感染防止策を徹底し、児童生徒の安全を確保しながら授業をすすめています。学校開放事業を再開するにあたり重要なことは、感染防止策を徹底し、児童生徒の学習機会を守ることです。よって、下記の通り感染防止策を講じつつ再開していくことになりましたのでご連絡します。

皆様方におかれましては十分ご理解いただき、ご利用していただきますようお願い申し上げます。

記

1 利用者の感染予防チェックリストの周知及び遵守（屋内・屋外共通）

利用団体の代表者等は別紙1「施設利用者の感染防止策チェックリスト」で参加者全員に周知と遵守をお願いします。この防止策が遵守できない場合は施設の利用は出来ません。また、利用の都度、出席者名簿を作成し、スポーツ課からの求めがあった際には提出をお願いします。

2 屋内施設利用の流れ

屋内施設については、屋外に比べいわゆる三密の危険性が高い状況のため、次の流れでご利用をお願いします。

- (1) 参加者全員マスクを持参し、自宅で検温してから参加してください。
- (2) 代表者は鍵の受領時、各公民館で消毒霧吹きを受領し、利用後は配布したタオル等で使用したスポーツ器具やドアノブ、スイッチ等を消毒してください。
- (3) 消毒霧吹きは各公民館ポストの投函口にかけて返却してください。

3 屋外施設利用の流れ

参加者全員マスクを持参し、自宅で検温してから参加してください。

4 予約施設のキャンセルについて（新型コロナウイルス発生期間中のみ）

新型コロナウイルスの感染予防のために、既に予約をしている施設をキャンセルする場合、利用日の8日前まではキャンセル料金は発生しませんので、皆様方でキャンセルしてください。利用日の7日前からはキャンセル料が発生しますが、利用日までにスポーツ課にご連絡をいただければキャンセル料金は発生しないようにします。

5 その他

8月末までとして、スポーツ課において予約をした代替施設について、利用を取りやめる際には、スポーツ課にご一報ください。スポーツ課において予約の取り消しを行います。

施設利用者の感染防止策チェックリスト

※団体代表者は、参加者全員への周知と遵守をお願いします。

《遵守すべき事項》※屋内施設利用者は利用当日に書面で確認します。

□以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせる

□体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）

□同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

□過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

□マスクを持参すること（受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）

□こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること

□他の利用者、施設管理者スタッフ等との距離（できるだけ2m以上）を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）

□利用中に大きな声で会話、応援等をしないこと

□ゴミ（特に鼻水、唾液が付いた、または付いた恐れがある物）は必ず持ち帰ること

□施設利用後、手を触れた・触れたと思われる場所、支柱・ハンドルなど借用物品の消毒を行うこと

□感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、施設管理者の指示に従うこと

□利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること

□施設利用前後のミーティング等においても、三つの密（密閉・密集・密接）を避けること

《運動・スポーツを行う際の留意点》

□十分な距離の確保

□運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けること（介助者や誘導者の必要な場合を除く）

□強度が高い運動・スポーツの場合は、呼吸が激しくなるため、より一層距離を空けること

□マスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること

（※）感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である。

□位置取り：走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼吸の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること

□運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと

□タオルの共用、飲み物の回し飲みはしないこと

□飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにする

□飲みきれなかったスポーツドリンク等を捨てないこと

□イベント主催者等が運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を利用者に提供する際は、以下などに配慮して適切に行うこと

□利用者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること

□スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供し、ゴミは持ち帰ること

□飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること

《その他のお願い事項》

□更衣室や休憩スペースは感染リスクが比較的高いと考えられています。他の利用者と密になることは避けて下さい。また、休憩スペースでは、対面での会話等を控えて下さい。

□スポーツ用具は不特定多数の方が使用します。準備・片付け前後の手洗い・消毒をお願いします。

平成31年4月～令和2年2月 トラブル発生状況

- 1 学校内の駐車場を学校行事で利用していた保護者に対して、学校開放団体の指導者が、車の運転等に対して罵倒を行った。(新川小)
- 2 学校開放利用者の車が、学校職員の帰宅を妨げるような形で駐車されていることがあった。(東中など)
- 3 バレーボール用の支柱が重く、利用時に怪我をする可能性がある。(日進小)
- 4 倉庫内の整理整頓ができていない。(東中)
- 5 利用後の電気の消し忘れ、鍵の閉め忘れがあった。(南中など)
- 6 床にガムと思われるごみが複数箇所貼り付いていた。(中央中)
- 7 学校周辺の路上に駐車し、近隣住民より苦情の電話があった。(中央中)
- 8 体育館舞台にある、中幕開閉用のワイヤーが混線のため使用できず、修理の必要が生じた。(東中)
- 9 体育館舞台上にある、ピアノの部品を人為的に操作した跡が見られた。(東中)

上記のようなトラブルが発生いたしました。トラブルが発生した際には、該当学校を利用する団体に対して、口頭注意または文書送付により、再発防止に努めていただくようにしております。

学校施設開放に関する利用上の注意

1 開放の形態

対象校：市内小学校 7校、中学校 5校、高等学校 2校

対象	開放日時	開放施設	使用できる団体
屋内 午前	休校日 9～12時	体育館	別紙「令和2年度 学校施設開放事業計画」 のとおり
屋外 午前		グラウンド	
屋内 午後	休校日 9～12時	体育館	
屋外 午後		グラウンド	
屋内 夜間	各曜日 19～22時	体育館 卓球場 武道場	
屋外 夜間	各曜日 19～21時	グラウンド テニスコート (夜間照明設置校のみ)	

2 学校施設使用時の予約について

(1) 屋内施設

前日までに、公共施設予約システムにより、利用申請をすること。

※予約時点で利用が可能であっても、急きょ利用ができなくなることがあります。

「10 学校行事による不可」をご確認ください。(重要)

(2) 屋外施設（夜間）

3日前までに公共施設予約システムにより、利用申請をすること。

＜公共施設予約システムでの予約について＞

インターネットもしくは、利用者端末機から予約できます。

【利用者端末設置施設】臨海体育館、碧南市役所、文化会館、

東部・南部市民プラザ、農業者コミュニティセンター



(3) 屋外施設（午前・午後）

スポーツ課へ年間利用申請書を提出し、許可を受けること。変更等があった場合は、速やかにスポーツ課に連絡すること。

3 使用料及び照明料

施設	施設使用料	
	体育館等使用料	夜間照明施設使用料
体育館	無 料	全面1時間 420円
卓球場		
武道場		
グラウンド		全面2時間 4,320円
テニスコート		1面2時間 600円

4 賠償責任

利用者が開放校の施設、備品、設備等を破損したり、紛失した場合は、利用者が賠償すること。また、児童、生徒への危険回避のため必ず翌日の朝までに学校へ報告すること。

5 利用上の注意

- (1) 利用者は、必ず管理指導員の指示に従うこと。
- (2) 利用の際は、「令和2年度学校施設開放利用許可証」を必ず持参すること。
- (3) 利用許可を受けた施設以外には立ち入らないこと。また、施設内であっても、舞台等競技に必要なない場所へ立ち入らないこと。
- (4) 利用団体に所属しない者を施設内に入れないこと。ただし、試合等での相手チーム、審判員、救護員等はその限りではないが、マナーを守り責任を持って使用すること。
- (6) 体育館利用の場合は屋内シューズ、テニスコート利用の場合はテニスシューズを使用すること。
- (7) **学校敷地内では、喫煙・飲酒をしないこと。**喫煙は学校の敷地外で行い、吸殻入れは各団体に用意すること。
- (8) **ごみ等は利用者で持ち帰り、学校敷地内には残さないこと。**
- (9) 利用後は、管理日誌に添付されている「**学校施設開放確認表**」(別紙参照)に従い、**火気の点検、設備・備品の片づけ、清掃、施錠等を行うこと。**また、校門を閉めること。
- (10) 自動車および自転車の乗り入れ・駐車は、管理指導員の指示に従い、整頓よく行うこと。近隣住民の迷惑となるため、路上駐車は絶対にしないこと。
- (11) 施設、物品を破損した場合は、児童、生徒への危険回避のため必ず翌日の朝までに学校へ報告すること。
- (12) **子供(中学生以下)のいる団体の活動は、原則午後9時までとする。それを超える場合は、保護者同伴とし、必ず送迎を行うものとする。**
- (13) その他、スポーツマンとしてのマナーを守り、施設・設備を大切に扱うこと。
別紙「学校体育施設を利用する皆さんへ」を団体会員に配布し、記載事項を遵守すること。
- (14) 雨天の場合、ナイター利用の可否は、**当日の午後5時以降にスポーツ課に確認**すること。天候不良・会場不良に伴うキャンセルは無料とするが、使用を中止する場合は、必ずスポーツ課まで連絡すること。ただし、臨海体育館が休館日の場合は、以下の夜間屋外施設点灯員に直接確認すること。

＜夜間屋外施設点灯員 連絡先＞

新川中学校 石川 信夫 TEL: 48-3877

中央中学校 野々山良子 TEL: 41-0196

東中学校 東海林秀治 TEL: 41-7597

西端中学校 若園 春三 TEL: 48-1029

6 利用できる施設・設備の範囲

区分	施設	設備	備品
屋内	体育館・武道場・卓球場	トイレ・水飲場	支柱・卓球台・ネット・得点板等
屋外	グラウンド・テニスコート	トイレ・水飲場	ネット・整地用トンボ・ローラー等

(1) 上記に記載のないボールやラケット等は、各自で持参すること。

(2) **スポットクーラーの使用は、体調不良者が発生した場合のみに限るものとする。**やむを得ず使用する際は、ブレーカーが落ちる可能性があるため、1台のみの使用とする。また、使用後は、必ず元の位置に戻し、管理日誌の「利用状況欄」に記載をすること。

7 利用の中止および登録の取り消し

申請と異なった利用をした場合、または、上記の注意事項を守らなかった場合は、利用の中止および登録の取り消しを行うものとする。

8 支払い

(1) 口座引落の場合は、利用日の翌月末日の引き落とし処理を行う。

(2) 現金支払いの場合は、鍵の受取をする公民館等で、原則当日支払うこと。

9 取り消し

自己の都合で取り消しをする場合は、**8日前までに行なうこと。(※1週間～前日は半額、当日の取り消しは全額のキャンセル料がかかります。)**

キャンセル料発生期間は、インターネットでのキャンセルが不可となるため、文化会館、臨海体育館、南部市民プラザ、東部市民プラザ、農業者コミュニティセンター、各公民館の窓口で行なうこと。(電話キャンセル不可)

10 学校行事による不可【※重要※】

学校行事等による利用不可日は、前月の15日頃までにスポーツ課ホームページおよび鍵・管理日誌を保管している公民館で公表されるため、必ず確認をすること。

事前に「公共施設予約システム」で予約をしている日程と利用不可日が重複した際は、原則として団体で取り消しをすること。

※公表後も利用不可日が追加になる可能性があるため、管理指導員は定期的に確認すること。利用日まで8日以上期間がない場合を除き、スポーツ課より個別連絡は行わないため、注意すること。

スポーツ課
ホームページは
こちらから
確認できます



11 公民館休館日による不可

- (1) 年末年始（12月29日～1月3日）
- (2) 月曜日及び月曜祝日に伴う火曜日休館日

※但し、新川公民館、棚尾公民館、大浜公民館は除く。対象は屋内施設とする。

12 緊急連絡先

万一事故等があった場合は、適切な処置後、直ちにスポーツ課へ連絡すること。

<緊急連絡先>

高等学校：総合警備保障株式会社	(0564) 24-8041
小中学校：セコム株式会社（日進小・西端中）	(0564) 23-3921
中京警備保障株式会社（上記以外）	(0563) 56-3082
市スポーツ課（臨海体育館内）	(0566) 48-5311

13 その他

(1) 台風等による利用の中止について

暴風警報が発令された場合は、利用を中止すること。また、暴風警報が発令されることが予想される場合で利用を中止する場合は、キャンセル料を無料とするため、臨海体育館まで連絡すること。

(2) 自動体外式除細動器（AED）設置について

ア 設置場所

各学校の来賓用玄関周辺（校舎内）に設置

※碧南工業高校については、管理棟と授業棟間の渡り廊下及び自動販売機横に設置

イ 使用時の注意事項

(ア) 1歳未満の乳児に対しては使用しないこと。1歳～8歳未満の小児の場合は、小児用パッドを使用すること。（消防署等で行なわれる普通救命講習会では、AEDの使用方法が盛り込まれているため、受講することをお勧めします。）

(イ) **玄関が施錠されている場合は、ガラスを割って施設内に入り、AEDを持ち出して使用すること。**使用後は、速やかに学校及びスポーツ課まで連絡すること。

ウ 貸し出しについて

臨海体育館窓口にて2台貸し出しを行っているため、希望者はスポーツ課まで借用申請書を提出すること。

学校施設開放管理指導員の職務について

1 団体会員への指導

別紙「学校体育施設開放に関する利用上の注意」により、開放施設・設備の利用の仕方を習得し、団体会員への指導を徹底すること。

2 施設の鍵・管理日誌の管理

利用の都度、下記の公民館で受取り・返却すること。

(1) 鍵が保管されている公民館

- ア 新川小学校、新川中学校…新川公民館
- イ 中央小学校、中央中学校…中部公民館
- ウ 大浜小学校 …大浜公民館
- エ 棚尾小学校、南 中学校…棚尾公民館
- オ 日進小学校 …日進公民館
- カ 鷺塚小学校、東 中学校…鷺塚公民館
- キ 西端小学校、西端中学校…農業者コミュニティセンター

(2) 貸出、返却時間

- ア 午前の利用者… **8時45分以降**に借り、12時30分までに返却すること。
- イ 午後の利用者…12時30分以降に借り、17時30分までに返却すること。
- ウ 夜間の利用者…17時30分以降に借り、翌8時30分までに返却すること。

※夜間利用者は、鍵・管理日誌を利用後、はめ込み型ポストに投函すること。

この時、外部からとれないようにしっかりと奥まで入れること。

3 利用後の確認

利用後は、管理日誌に添付されている「**学校施設開放確認表**」(別紙参照)に従い、**火気の点検、設備・備品の片づけ、清掃、戸締りの状況などを必ず確認すること。**

また、屋内施設については、管理指導員が点灯・消灯を必ず行い、他の者には触れさせないこと。

4 管理日誌の記入

施設および利用者の安全管理に留意し、利用後は別紙「管理日誌 記入例」を参考に管理日誌に利用状況を記載すること。

管理日誌は、翌月の下旬に確認するため、施設や設備の故障など至急対応が必要なものについては、スポーツ課まで電話等で直接連絡すること。

5 利用不可日の確認

学校行事等による利用不可日は、**公表後も追加になる可能性がありますので、管理指導員はホームページや公民館等で定期的に確認してください。**(利用日まで8日以上の間がない場合を除き、スポーツ課より個別連絡はいたしません。)

碧南市学校施設開放運営審議会条例 (平成5年3月11日条例第14号)

最終改正:平成23年12月26日条例第22号

改正内容:平成23年12月26日条例第22号 [平成29年4月1日]

○碧南市学校施設開放運営審議会条例

平成5年3月11日条例第14号

改正

平成23年12月26日条例第22号

碧南市学校施設開放運営審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、碧南市学校施設開放運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、市立の小学校及び中学校の施設開放の運営について、調査及び審議をする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 施設開放校の校長
- (2) スポーツ推進委員
- (3) 社会教育関係団体の代表者
- (4) 識見を有する者

3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は教育委員会が任命し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第6条 委員の報酬その他職務を行うために要する費用の弁償については、別に条例で定める。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか審議会の運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月26日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の碧南市スポーツ振興審議会条例(以下「改正前の条例」という。)第3条第2項の規定により任命された碧南市スポーツ振興審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、碧南市スポーツ推進審議会条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第2項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同項の規定にかかわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第4条第2項の規定により選任された会長又は副会長である者は、それぞれ、施行日に、改正後の条例第4条第2項の規定により審議会の会長又は副会長として選任されたものとみなす。

碧南市立小中学校施設の開放に関する規則 (平成5年3月25日教育委員会規則第6号)

最終改正:平成23年3月28日教育委員会規則第4号

改正内容:平成23年3月28日教育委員会規則第4号 [平成29年4月1日]

○碧南市立小中学校施設の開放に関する規則

平成5年3月25日教育委員会規則第6号

改正

平成6年5月26日教育委員会規則第6号
平成9年6月30日教育委員会規則第6号
平成23年3月28日教育委員会規則第4号

碧南市立小中学校施設の開放に関する規則

碧南市立小中学校施設の開放に関する規則(昭和52年碧南市教育委員会規則第2号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第47条第2項の規定に基づき、市立の小学校及び中学校(以下「小中学校」という。)の施設の社会教育のための開放(以下「学校開放」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(開放校の指定)

第2条 教育委員会は、小中学校の施設の状況を考慮して、学校開放の対象とする小中学校(以下「開放校」という。)を指定するものとする。

(開放施設)

第3条 学校開放の対象とする施設は、開放校の体育施設等(屋内及び屋外の体育施設並びに当該施設の設備をいう。以下「開放施設」という。)とする。

(管理指導員)

第4条 開放施設の整備点検を行い、安全を確保するとともに利用者の事故防止に努めるため、開放校に管理指導員を置く。

2 管理指導員は、学校開放に当たり利用者に利用方法その他必要な事項を指示することができる。

(利用の対象者)

第5条 開放施設を利用できる者は、開放施設の利用について教育委員会の登録を受けた団体(以下「登録団体」という。)とする。

2 登録団体は、構成人員の10人以上が市内に在住し、又は在勤している者でなければならない。

(団体の登録)

第6条 登録団体の登録を受けようとする団体の責任者は、学校開放施設利用団体登録申請書に学校開放施設利用団体会員名簿を添えて教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書を受理した場合において、登録を適当と認めたときは、学校開放施設利用団体登録簿に登録し、学校開放施設利用団体登録証(様式第1号。以下「登録証」という。)を申請者に交付するものとする。

3 登録の有効期間は、毎年4月1日(登録を受けたのが4月2日以降の場合は、登録を受けた日)に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

(利用の手続)

第7条 登録団体は、開放施設を利用しようとするときは、利用日の属する月の初日前3月から利用日当日(照明設備を利用する場合にあっては、利用日前3日)までに学校開放施設利用許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、登録証を提示しなければならない。

2 教育委員会は、開放施設の利用を許可するときは、学校開放施設利用許可書(様式第2号)を申請者に交付する。

(利用許可の申請等の特例)

第7条の2 開放施設の利用許可の申請等については、前条の規定にかかわらず、碧南市公共施設予約案内システムの利用に関する規則(平成23年碧南市規則第2号)に規定する碧南市公共施設予約案内システムを利用する方法によることができる。

(利用の中止命令及び登録の取消し)

第8条 教育委員会は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、開放施設の利用の中止を命じ、又は登録の取消しをすることができる。

(1) 申請内容と異なった利用をしたとき。

(2) 管理指導員の指示に従わなかったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、開放施設の管理上著しく支障のある行為をしたとき。

(利用の許可の取消し及び変更)

第9条 教育委員会は、学校教育又は開放施設の管理上支障があると認めたときは、利用の許可を取消し、又は変更することができる。

2 開放校の校長は、開放施設の利用の許可の取消し及び変更についての理由が発生したときは、利用日前7日までに教育委員会に通知するものとする。

(事務の委任)

第10条 教育委員会は、開放施設の利用が一時的である場合には、第7条の規定による利用の許可に関する事務を開放校の校長に委任する。この場合において、第7条中「教育委員会」とあるのは「開放校の校長」と、様式第2号中「教育委員会」とあるのは「開放校の校長職氏名」と読み替えるものとする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか学校開放について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の碧南市立小中学校施設に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により学校開放利用団体として登録を受けている団体は、その有効期間が満了するまでの間は、この規則の規定により登録を受けた団体とみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により交付を受けている学校開放利用許可書は、この規則の規定により交付を受けた学校開放施設利用許可書とみなす。

附 則（平成6年5月26日教委規則第6号）

1 この規則は、平成6年6月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に提出されている許可申請書又は交付を受けている利用許可書は、この規則の規定により提出された許可申請書又は交付を受けた利用許可書とみなす。

附 則（平成9年6月30日教委規則第6号）

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日教委規則第4号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、利用許可の申請に係る改正規定は、同年7月1日から施行する。